

事例番号:270167

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 6 日

4:50 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 6 日

8:15 胎児心拍数 60 拍/分

8:20 子宮底圧迫法により児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数: 38 週 6 日

(2) 出生時体重: 2530g

(3) 臍帯静脈血ガス分析:

pH 7.315、PCO₂ 49.9mmHg、PO₂ 8mmHg、HCO₃⁻ 25.4mmol/L、BE -1mmol/L

(4) Apgar スコア: 生後 1 分 6 点、生後 5 分 10 点

(5) 新生児蘇生: 未実施

(6) 診断等:

生後 4 日 退院

生後 3 ヶ月 定額

生後 1 歳 1 ヶ月 つかまり立ち、伝い歩き

生後 1 歳 8 ヶ月 健診にて独歩未獲得、両下肢の筋緊張、運動発達遅滞を指摘

(7) 頭部画像所見:

生後 1 歳 8 ヶ月 頭部 MRI で側脳室後角の軽度拡大、脳梁体部後半部分の厚み減少

6) 診療体制等に関する情報

(1) 診療区分: 病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 1 名

看護スタッフ: 助産師 1 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

脳性麻痺発症の原因は不明である。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

外来における妊婦健診および妊娠管理は一般的である。

2) 分娩経過

酸素投与量や投与開始時刻、子宮底圧迫法実施時刻の記載がないことは一般的ではないが、その他の分娩中の管理は一般である。

3) 新生児経過

新生児期の対応は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

B 群溶血性連鎖球菌スクリーニング検査は妊娠 33 週から 37 週に実施することが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、妊娠 33 週から 37 週での実施を推奨している。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 国・地方自治体に対して、妊娠中の B 群溶血性連鎖球菌スクリーニング検査は、ガイドラインで推奨する時期に公的補助下に一律に検査が実施できる制度の構築を働きかけることが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、膣分泌物培養検査（GBS スクリーニング）を妊娠 33 週から 37 週に実施することを推奨しているが、検査費用の公的補助制度によって同時期の実施が難しい地域がある。

- イ. 原因不明の中樞神経障害の事例集積を行い、その病態についての研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。